

令和8年度山形市中心市街地空き店舗分割支援事業費補助金募集要領

令和8年4月
山形市商工観光部ブランド戦略課

1. 事業目的及び内容

中心市街地の活性化や賑わい創出を目的とし、借り手のつかない空き店舗の所有者が当該空き店舗を複数の店舗に分割する工事を行う場合に、その工事等に要する経費の一部を補助するものです。

2. 用語の定義

この募集要領における「空き店舗」の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 賃貸物件として借り手の募集を開始してから90日以上経過しても借り手が決まらない店舗
- (2) 山形市中心市街地活性化基本計画（令和2年11月策定）で中心市街地として定められた区域内に所在する店舗であること。
- (3) 登記がなされているものであること。

3. 補助対象者

補助対象者は、以下の要件をすべて満たす方になります。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 空き店舗の所有者又はサブリースを行う者であること。
- (3) 空き店舗が共有名義である場合にあっては、補助対象事業の実施について共有名義人全員の同意が得られていること。
- (4) サブリース会社にあつては、補助対象事業の実施について空き店舗の所有者から同意を得ていること。

また、以下のことを誓約できる方になります。

- (1) 補助対象事業の実施後3年以上は、賃貸物件として提供を続けること。
- (2) 補助対象事業が完了した後の店舗について、実績報告書の提出までに借り手の募集を開始すること。

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の場合
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる場合
- ③ 法人でその役員のうち前②、③のいずれかに該当する者がいる場合

4. 補助対象事業

空き店舗を複数の店舗に分割するための工事を行う事業とします。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とします。

- (1) 空き店舗を複数の店舗に分割するための工事費及び設計費（壁、天井、床、ドア及び窓部分の工事、給排水工事、電気工事並びにガス工事に係るものに限る。）
- (2) 消防法又は建築基準法において設置が義務付けられている火災報知器、誘導灯等の設備の設置費

6. 補助対象外経費の例

- ・ 設備（補助対象経費(2)に該当するものを除く）、備品又は消耗品の購入費又は設置費
- ・ 補助金の交付決定前に請負契約等を締結し、又は着工している工事に係る工事費及び設計費
- ・ 建築基準法、消防法その他法令に違反する工事に係る工事費及び設計費
- ・ 国、県その他の団体の補助制度において補助金等の交付の対象となる経費

7. 補助率及び補助金の限度額

- ・ 補助率 補助対象経費の2分の1
- ・ 限度額 200万円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとします。

8. 補助対象期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

※補助金の交付決定後に工事着手し、補助対象期間内に事業に係る支払いを完了してください。

9. 募集期間

- ・ 受付期間 令和8年4月1日（水）から
補助は予算の範囲内で行い、予算がなくなり次第、受付終了となります。
- ・ 受付場所 山形市役所6階 ブランド戦略課 街なか・商業係

10. 予算

本事業は予算の範囲内で実施します。予算の執行状況等によっては、補助要望額に沿えない場合があります。

11. 申請時の必要書類

- ① 山形市中心市街地空き店舗分割支援事業費補助金交付申請書（適正化規則別記様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号）
- ③ 収支予算書（様式第2号）
- ④ 空き店舗の位置図、平面図、付近見取図及び工事施工前の写真
写真は撮影場所と方向がわかるように記入してください。
同じ位置から工事中、工事後の写真が取れるよう撮影してください。
- ⑤ 事業予定表

- ⑥ 空き店舗の登記事項証明書
 - ⑦ 補助対象事業に係る見積書
部材の仕様や規格、品番、工事内容を明記し、「一式」での計上は極力お控えください。
 - ⑧ 誓約書（様式第3号）
法人の場合は、法人の代表者及び役員分をご提出ください。
※誓約書は交付申請の事前に提出することができます。事前提出した場合は交付申請書の添付書類から省略することができます。
 - ⑨ 補助対象者が個人である場合にあっては、本人であることを確認することができる書類
 - ⑩ 補助対象者が法人である場合にあっては、役員等氏名一覧表（様式第4号）及び法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
 - ⑪ サブリース会社にあつては、空き店舗に係る賃貸借契約書及び補助対象事業の実施について空き店舗の所有者の同意を得ていることが分かる書類
 - ⑫ 空き店舗が共有名義である場合にあっては、補助対象事業の実施について共有名義人全員の同意を得ていることが分かる書類
 - ⑬ その他市長が必要と認める書類
- ※申請書類は、採択の可否に関わらず返却いたしません。申請される方は、必ずコピーなどを保管してください。
- ※事業実施にあつては、消防法や建築基準法など関係法規を順守してください。

12. 補助金交付の決定

補助金の交付が決定した事業者には「補助金交付決定通知書」を送付いたします。

13. 事業計画の変更

補助金交付の決定を受けた後、事業や工事内容等に変更が生じる場合は、必ず市担当者にご相談ください。必要に応じて、「山形市中心市街地空き店舗分割支援事業計画変更承認申請書（様式第6号）」及び必要書類を提出していただきます。

14. 実績報告書の提出

補助対象事業完了後、速やかに実績報告書を提出していただきます。提出いただく書類は以下のとおりです。

※事業の完了日から起算して30日以内又は完了日が属する年度の末日のいずれか早い日までに提出。

- ① 山形市中心市街地空き店舗分割支援事業費補助金実績報告書（適正化規則別記様式第2号）
- ② 事業結果報告書（様式第8号）
- ③ 収支決算書（様式第9号）
- ④ 領収書等の補助対象経費の支払状況を確認することができる書類の写し
例：振込みを証する書類（銀行振り込みの場合）、通帳（口座引き落としの場合）
- ⑤ 補助対象事業の実施内容が分かる工事施工後の写真等
工事完了前の写真と対比できるように、同じ位置から撮影してください。
- ⑥ 工事請負契約書、仕様書等の補助対象事業の内容を確認することができる書類の写し

収入印紙は必ず貼ってください。

工事着工年月日は、補助金交付決定日以降で記入してください。

金額等に変更があった場合、変更後の内容が確認できる契約書等をご提出ください。

- ⑦ 物件に対し、借り手の募集を開始したことが分かる書類の写し
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

15. 補助金額の確定

実績報告書の提出後、店舗の工事完了検査を行い、補助金額を確定します。なお、補助金の確定額が交付決定額を上回ることはありません。

額が確定した後、市から事業者あてに「補助金の額の確定通知書」を送付いたします。

16. 補助金の交付

補助金の交付については、事業完了後の精算払いとなります。

「補助金の額の確定通知書」を受領した後、事業者から市に対し、市指定の請求書を提出していただきます。市から事業者の指定口座に補助金が振り込まれることとなります。

17. 補助事業の取消し・補助金の返還

下記のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付決定した補助金については、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令もしくは補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。

18. その他の注意事項

(1) 実施状況の報告

補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から起算して3年間、誓約の遵守状況が分かる書類（賃貸借契約書、決算関係書類等）を、各年3月末日までにご提出ください。

(2) 補助事業関係書類の保存

事業者は、補助事業に係る関係書類及び帳簿書類を、補助対象事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

受付・お問い合わせ先（平日9時～5時）

山形市商工観光部ブランド戦略課

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25

TEL：023-641-1212（内線422） FAX：023-624-8896

e-mail：brand@city.yamagata-yamagata.lg.jp

事業フロー

事前相談【事業者】

申請を希望される場合は担当者へご連絡ください。
申請内容等について確認させていただきます。



補助金の交付申請【事業者】

山形市中心市街地空き店舗分割支援事業費補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。



補助金の交付決定【山形市】

申請書類の受領後、内容に不備がなければ、交付決定通知書を送付します。



工事契約・着工【事業者】

補助金の交付決定を受けてから、工事契約・着工してください。
※交付決定前に着工した工事は、交付対象となりません。また、補助事業の内容が変更となる場合は、交付決定後であっても速やかに市に相談のうえ、必要な手続きを行ってください。



出店者の募集【事業者】 ※事前に出店者が決まっている場合は不要
不動産業者等に出店者募集の記事の掲載依頼を行ってください。



実績報告書の提出【事業者】

補助対象事業完了後、山形市中心市街地空き店舗分割支援事業費補助金実績報告書に必要書類を添えて提出してください。



報告書類の審査・現地確認【山形市】

提出していただいた報告書類を審査し、工事完了確認検査を行います。



補助金額の確定・支払い【山形市】

報告書類の内容に不備がなければ、額の確定通知書を送付のうえ、指定の口座に補助金をお振込みします。